

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

学習院父母会奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院父母会奨学金（以下「本奨学金」という。）の給付に関して必要な事項を定める。

(原資)

第2条 本奨学金は、学習院父母会（以下「父母会」という。）会計から支出する。

(対象者)

第3条 本奨学金は、学習院に在学する学生（大学院の学生を除く）・生徒・児童・園児（以下「学生・生徒等」という。）のうち、在学中、学費負担者である父母保証人の死亡等に起因し、家計が激変したことにより学費の支弁が困難と認められる者で、勉学熱心な者に対して、この規程の定めるところにより給付する。

2 本奨学金は原則として1家族1名とする。

3 本奨学金は原則として、各学校における最短修業年限での卒業が見込まれない者へは給付しない。ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

(給付額)

第4条 本奨学金は、1年度（年度とは、当該年の4月から翌年の3月までの1年間をいう。以下同じ）につき、次の各号に掲げるものとする。ただし、100万円を超えないものとする。

一 大学及び女子大学の学生 授業料・施設設備費相当額

二 高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園の生徒・児童・園児授業料・施設設備費相当額

(給付期間)

第5条 本奨学金は、学習院在学中1年度に限り給付する。

(給付人数)

第6条 本奨学金は、1年度につき、原則として15名を限度に給付する。

(他の奨学金との関係)

第7条 この規程に基づく奨学生は、受給年度中は給付又は貸与の別にかかわらず他の奨学金を受給してはならない。ただし、学業優秀者給付奨学金及び安倍能成記念教育基金奨学金については受給することを認める。

(願書の提出)

第8条 本奨学金の受給を希望する学生・生徒等は、所定の願書及び必要な添付書類（以下「願書等」という。）を在学する学校の長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

2 学校長は、前項の願書等を調査の上、当該年度の前年度の1月8日から1月20日までの間に父母会長に提出するものとする。

(選考方法)

第9条 父母会事務局長は、前条の願書等を取りまとめ、書類選考を行う。

2 父母会長及び父母会副会長は、前項の書類選考合格者に対して、面接による選考を行い奨学生を

決定する。

(合否の通知)

第10条 父母会長は、第8条により願書等を提出した学生・生徒等及び当該学生・生徒等の学校長に対して、前条の選考結果について速やかに書面をもって通知するものとする。

(給付時期)

第11条 父母会長は、第9条により決定した奨学生に対して、当該年度の4月20日までに本奨学金を給付する。ただし、内部進学者についてはこの限りでない。

(異動届)

第12条 奨学生は、受給年度中に次の各号の一に該当する場合、保証人連署の上速やかに学校長を経由して父母会長あてに届け出なければならない。

- 一 休学（三箇月以上の長期欠席を含む）する場合
- 二 退学する場合
- 三 奨学生及び保証人の住所その他の重要な事項に異動があった場合

(返還)

第13条 奨学生が受給年度中に次の各号の一に該当する場合、父母会長は、主務幹事会の議を経て、すでに給付した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- 一 退学した場合
- 二 病気で成業の見込みがなくなった場合
- 三 学業成績又は操行が著しく不良となった場合
- 四 願書に虚偽の記載があった場合
- 五 その他奨学生として適当でないと思われた場合

2 奨学生は、前項の規定により奨学金の返還を請求された場合、指定された期日までに当該請求額を返還しなければならない。

(報告)

第14条 父母会長は、第9条により決定した奨学生の氏名等について、当該年度の4月末日までに書面をもって院長に報告するものとする。

(事務)

第15条 本奨学金に関する事務は、父母会事務局が担当する。

(改正)

第16条 この規程の改正は、主務幹事会の議を経て父母会長が行う。

附 則

この規程は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月6日から施行する。

独立行政法人日本学生支援機構について (奨学事務の手引抜粋)

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて平成16年4月に設立され、教育の機会均等に寄与するため学資の貸与その他学生等の修学援助を行うこと等により、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的としています。

本機構は、日本育英会の権利・義務を承継し、奨学金事業の充実を図ります。

奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。また、卒業後返還された奨学金は、後輩の奨学金として再び活用されます。

奨学金には無利子の「第一種奨学金」と、有利子の「第二種奨学金」とがあり、機構により定められた規定により採用されます。

1. 出願の資格

学校教育法に規定する大学に在学する者で、「第一種」においては、人物・学業ともに特に優れ、かつ健康であって、経済的理由により、著しく修学困難な者であること。「第二種」においては、人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学困難な者であること。

また、外国人は、在留資格により出願資格のない場合があるので、大学で確かめること。なお、次の者は出願資格がない。

- (1) 現に機構奨学生である者。(ただし、併用貸与の場合及び第一種・第二種間の変更を希望する場合を除く。)
- (2) 大学において機構奨学金の貸与を受けた者で、次に該当する者。
 - ア 機構奨学金を辞退後、同一大学において同一年次以下の年次を重複履修する者。(ただし、重複履修の初年度の翌年度以降は出願資格を認める。)
 - イ 退学後、大学の同一年次以下の年次に入学又は編入学した者。(ただし、入学又は編入学の翌年度以降は出願資格を認める。)
 - ウ 卒業後、再び大学に入学又は編入学した者。(ただし、短期大学卒業後4年制大学の3年次に編入学した者はその年度から、4年制大学の2年次以下の年次に入学又は編入学した者は翌年度以降出願資格を認める。)
- (3) 高等専門学校において機構奨学金の貸与を受けた者で、第4学年修了(第4学年途中の退学者は含まない。)又は卒業後、大学の1年次に入学した者。(ただし、入学の翌年度以降は出願資格を認める。また、大学2年次以上の年次に編入学した者はその年度から出願資格を認める。)
- (4) 専修学校専門課程において機構奨学金の貸与を受けた者で、退学又は卒業後大学の1年次に入学した者。(ただし、入学の翌年度以降は出願資格を認める。)
- (5) 大学に在学する者のうち別科生、選科生、聴講生。